主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人等の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。(論旨中には、憲法違反を云々している点があるが、その実質は訴訟法違反の主張に帰着し、違憲の主張と認め難い。また判例違反をいうが、具体的に判例を掲げていないから、判例違反の主張として適法でない)。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	/ <u>J</u> \	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎